

中間前金払制度について

平成23年 4月 1日

津山市では、建設工事の請負契約において、次のとおり中間前金払制度を導入しましたのでご活用ください。

1. 中間前金払制度とは

中間前金払制度とは、一定の要件を満たしている案件について、契約当初にした前金払（契約金額の4割以内）に追加して、前金払（契約金額の2割以内）を行うことのできる制度です。

2. 中間前金払の対象要件

以下のすべての条件を満たしていることが対象の要件となります。

契約締結時に中間前金払を選択していること

前金払（契約金額の4割以内）の支払を受けていること

契約金額が1,000万円以上であること

工期が90日以上であること

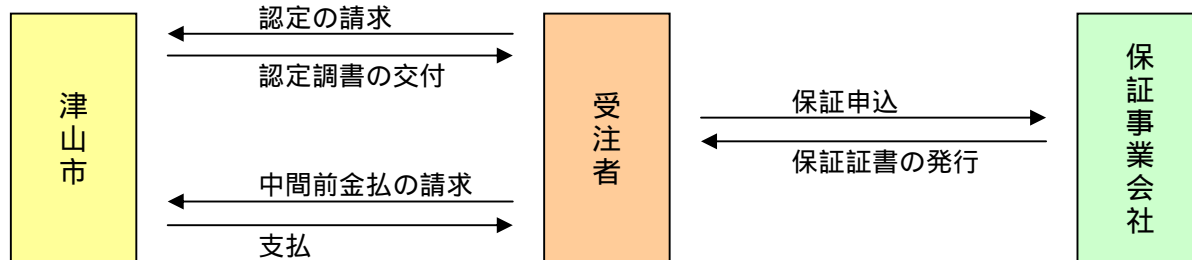
工期の2分の1を経過していること

工程表等により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業がすべて行われていること

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること

中間前金払を選択した場合、原則として部分払は出来ません。

3. 中間前金払の手続



受注者は、中間前金払認定請求書（様式第25号の2）に工事履行報告書（別紙1）及び実施工程表を添付して当該工事の施工担当課へ提出し、認定の請求を行ってください。

施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を確認します。要件を満たしていれば、契約監理室に合議した後、契約監理室から中間前金払認定調書（様式第25号の3）を受注者に交付します。

受注者は、中間前金払認定調書（様式第25号の3）をもって保証事業会社に中間前金払の申込みをしてください。

受注者に保証事業会社から保証証書が発行されます。

受注者は請求書に保証証書を添付して施工担当課に提出してください。

津山市から指定口座に中間前払金が振り込まれます。

4. 対象案件

平成23年4月1日以降に契約を締結する建設工事が対象となります。

5. その他

申請の様式については、津山市財政部契約監理室のホームページの『様式集』からダウンロードして使用してください。

ホームページURL：<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/24,0,125,379,html>

《問い合わせ先》

津山市財政部契約監理室

電話：0868-32-2019

FAX：0868-32-2150